

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p>(第1条～第6条 省略)</p> <p>第7条 (本人確認書類及び届出事項)</p> <p>1. 口座開設審査において、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>(一部省略)</p> <p>(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転免許証 ➤ パスポート (顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります) ➤ <u>住民基本台帳カード</u> ➤ 在留カード <p>(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証 (裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります) ➤ 住民票の写し (発行から3ヶ月以内のもの) | <p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p>(第1条～第6条 省略)</p> <p>第7条 (本人確認書類及び届出事項)</p> <p>1. 口座開設審査において、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>(一部省略)</p> <p>(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転免許証 ➤ パスポート (顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります) ➤ <u>住民台帳基本カード</u> ➤ 在留カード <p>(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証 (裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります) ➤ 住民票の写し (<u>作成</u>・発行から3ヶ月以内のもの) |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの） ➤ その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの <p>≪法人のお客様の場合≫（下記書類のすべて）</p> <p>(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※ 発行日から3ヶ月以内の原本（コピー不可）</p> <p>(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</p> <p><u>(3) 日米租税条約表明文書</u></p> <p><u>(4) 代表者の本人確認書類（下記に記載する書類）</u></p> <p><u>(5) 取引担当者の本人確認書類（下記に記載する書類）</u> ※取引担当者と代表者が同一人である場合は、上記(5)は必要ございません。</p> <p><u>((4) 及び (5) については、下記(a)、(b)いずれかの方法に記載する書類)</u></p> <p><u>(a)顔写真付き本人確認書類（※1）</u></p> <p><u>(b)顔写真なしの本人確認書類2種類以上（※2）</u></p> <p><u>(※1)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>個人番号カード</u> ➤ <u>運転免許証</u> ➤ <u>パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります）</u> ➤ <u>住民基本台帳カード</u> ➤ <u>在留カード など</u> <p><u>(※2)</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 印鑑証明書（<u>作成</u>・発行から3ヶ月以内のもの） ➤ その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの <p>≪法人のお客様の場合≫（下記書類のすべて）</p> <p>(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※ 発行日から3ヶ月以内の原本（コピー不可）</p> <p>(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</p> <p><u>((5) から移動)</u></p> <p><u>(3) 代表者の本人確認書類（前号個人のお客様の場合と同様）</u></p> <p><u>(4) 取引担当者の本人確認書類（前号個人のお客様の場合と同様）</u> ※取引担当者と代表者が同一人である場合は、上記(3)は必要ございません。</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります）</u> ➤ <u>住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの）</u> ➤ <u>印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）</u> ➤ <u>その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの</u> <p><u>（3）へ移動）</u></p> <p>（第8条～第11条 省略）</p> <p>第12条（株式等の取引）</p> <p>1. お客様が第6条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、<u>「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「振替法」といいます）</u>に基づく振替制度において取扱う株式等の取引に係る振替口座簿において振替決済口座が開設されます。</p> <p>（第13条～第19条 省略）</p> <p>第20条（取引数量）</p> <p>1. お客様が本取引を利用して、買付け又は<u>売付け</u>の取引注文ができる数量は、次の各号に定める範囲とします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 買付注文、並びに信用取引の新規建て売買注文又は返済に係る売却注文及び、<u>品受</u>、<u>品渡し</u>については、当社の定める数量又は金額</p> </p> | <p><u>（5）日米租税条約表明文書</u></p> <p>（第8条～第11条 省略）</p> <p>第12条（株式等の取引）</p> <p>1. お客様が第6条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、に基づく振替制度において取扱う株式等の取引に係る振替口座簿において振替決済口座が開設されます。</p> <p>（第13条～第19条 省略）</p> <p>第20条（取引数量）</p> <p>1. お客様が本取引を利用して、買付け又は売付の取引注文ができる数量は、次の各号に定める範囲とします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 買付注文、並びに信用取引の新規建て売買注文又は返済に係る売却注文、<u>及び品受け</u>、<u>品渡し</u>については、当社の定める数量又は</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>の範囲として、その計算については当社が定める方法により行うものとします。</p> <p>(第 21 条～第 22 条 省略)</p> <p>第 23 条 (注文の受付) (第 1 項 省略)</p> <p>2. 例外として、お客様が電話により本取引を利用して委託された取引注文は、当社オペレーターがお客様より受注した注文内容を復唱確認した時点で受付けたものとします。また、この場合、当社は当該取引注文等への対応のみを行い、投資相談及び情報提供等は行わないものとします。</p> <p>(第 24 条～第 38 条 省略)</p> <p>第 39 条 (情報サービスの利用及び制限)</p> <p>1. 本サービスの利用において表示・配信される経済情報、企業情報その他の情報について、その著作権及びその他一切の知的財産権（意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウが含まれますがこれらに限定されません。）は、当社又は当該情報の提供元である著作権者等の権利者に帰属します。従って、以下に記載する行為は行ってはならないものとします。</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 情報又は内容（これらを複製したものを含まず。）の第三者へ</p> | <p>金額の範囲として、その計算については当社が定める方法により行うものとします。</p> <p>(第 21 条～第 22 条 省略)</p> <p>第 23 条 (注文の受付) (第 1 項 省略)</p> <p>2. 例外として、お客様が電話により本取引を利用して委託された取引注文は、当社オペレーターがお客様に代わり注文内容を入力後、復唱確認した時点で受付けたものとします。また、この場合、当社は当該取引注文等への対応のみを行い、投資相談及び情報提供等は行わないものとします。</p> <p>第 24 条～第 38 条 省略)</p> <p>第 39 条 (情報サービスの利用及び制限)</p> <p>1. 本サービスの利用において表示・配信される経済情報、企業情報その他の情報について、その著作権及びその他一切の知的財産権（意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウが含まれますがこれらに限定されません。）は、当社又は当該情報の提供元である著作権者等の権利者に帰属します。従って、以下に記載する行為は行ってはならないものとします。</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 情報又は内容（これらを複製したものを含みます。）の第三者</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">の漏えい、又は第三者との共同利用</p> <p>第 40 条（システム障害） （第 1 項～第 2 項 省略）</p> <p>3. システム障害の発生によりお客様の注文が受付けできず、当社にて発注の事実（受注行為）が確認できなかった場合や、お客様が発注する機会を逸した場合等の損失（機会損失）については、損失補てんはしないものとします。</p> <p>（第 41 条～第 51 条 省略）</p> <p>第 52 条（本約款等の変更） （第 1 項～第 2 項 省略）</p> <p>3. 前二項にかかわらず、第 1 項に基づく通知の受領後にお客様が建玉の反対売買及び品受、品渡し以外の本取引をされた場合は、本約款等の変更に同意したものとみなします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 3 月 16 日 改訂</p> | <p style="text-align: center;">への漏えい、又は第三者との共同利用</p> <p>第 40 条（システム障害） （第 1 項～第 2 項 省略）</p> <p>3. システム障害の発生によりお客様の注文は受付けられなかった場合で、当社にて発注の事実（受注行為）が確認できなかった場合や、お客様が発注する機会を逸した場合等の損失（機会損失）については、損失補てんはしないものとします。</p> <p>（第 41 条～第 51 条 省略）</p> <p>第 52 条（本約款等の変更） （第 1 項～第 2 項 省略）</p> <p>3. 前二項にかかわらず、第 1 項に基づく通知の受領後にお客様が建玉の反対売買及び品受け、品渡し以外の本取引をされた場合は、本約款等の変更に同意したものとみなします。</p> <p>（以下、省略）</p> |
|---|---|

| 保護預り約款 | 保護預り約款 |
|--|---|
| (第1条 省略) | (第1条 省略) |
| 第2条 (保護預り証券) | 第2条 (保護預り証券) |
| <p>1. 当社は、金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる有価証券を、本約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は当社の都合によりお預りしないことがあります。</p> | <p>1. 当社は、金融商品取引法(以下、「<u>金融商品取引法</u>」といいます。)第2条第1項各号に掲げる有価証券を、本約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は当社の都合によりお預りしないことがあります。</p> |
| (第3条～第15条 省略) | (第3条～第15条 省略) |
| 第16条 (解約) | 第16条 (解約) |
| <p>1. 次に掲げる場合は、保護預りに係る契約は解約されます。</p> | <p>1. 次に掲げる場合は、保護預りに係る契約は解約されます。</p> |
| (第1号～第3号 省略) | (第1号～第3号 省略) |
| <p>(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。</p> | <p>(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た<u>と</u>場合。</p> |
| (以下、省略) | (以下、省略) |
| 平成31年3月16日 改訂 | |

| 外国証券取引口座約款 | 外国証券取引口座約款 |
|--|--|
| (第1条 省略) | (第1条 省略) |
| 第2条 (外国証券取引口座による処理) | 第2条 (外国証券取引口座による処理) |
| <p>1. <u>お客様と</u>当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」(以下、「本口座」といいます。)により処理します。</p> | <p>お客様当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」(以下、「本口座」といいます。)により処理します。</p> |
| (第3条～第26条 省略) | (第3条～第26条 省略) |
| 第27条 (届出事項) | 第27条 (届出事項) |
| <p>1. お客様は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び個人番号等を当社所定の<u>手続き</u>により当社に届け出るものとします。</p> | <p>1. お客様は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び個人番号等を当社所定の<u>書類</u>により当社に届け出るものとします。</p> |
| (第28条 省略) | (第28条 省略) |
| 第29条 (通知の効力) | 第29条 (通知の効力) |
| <p>1. お客様の<u>届出住所あてに</u>、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができます。</p> | <p>1. お客様<u>あて</u>、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができます。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 31 年 3 月 16 日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第 1 条～第 8 条 省略)</p> <p>第 9 条 (取引数量)</p> <p>1. お客様が委託保証金により有価証券の買付け又は<u>売付け</u>の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。</p> <p>(第 10 条～第 13 条 省略)</p> <p>第 14 条 (新規建注文)</p> <p>1. 信用取引による新規建注文は、「<u>建玉</u>可能額」の範囲内で行うことができます。ただし、第 8 条及び第 9 条に定める上限を超えることとなる新規建注文は行えません。</p> <p>2. 「<u>建玉</u>可能額」は、取引ツールにて確認するものとします。</p> <p>3. 「<u>建玉</u>可能額」は、新規建玉に充当できる額のこと、保証金の余力を基に計算します。</p> <p>第 15 条 (返済注文、<u>返済</u>期日)</p> | <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第 1 条～第 8 条 省略)</p> <p>第 9 条 (取引数量)</p> <p>1. お客様が委託保証金により有価証券の買付又は<u>売却</u>の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。</p> <p>(第 10 条～第 13 条 省略)</p> <p>第 14 条 (新規建注文)</p> <p>1. 信用取引による新規建注文は、「<u>買付</u>可能額」の範囲内で行うことができます。ただし、第 8 条及び第 9 条に定める上限を超えることとなる新規建注文は行えません。</p> <p>2. 「<u>買付</u>可能額」は、取引ツールにて確認するものとします。</p> <p>3. 「<u>買付</u>可能額」は、新規建玉に充当できる額のこと、保証金の余力を基に計算します。</p> <p>第 15 条 (返済注文、<u>決済</u>期日)</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>1. お客様は、買建を行った場合、<u>返済</u>期日の前営業日までに売返済（転売）又は品受をしていただきます。また、売建を行った場合、<u>返済</u>期日の前営業日までに買返済（買戻）又は品渡をしていただきます。なお、当社では、返済注文は全て建玉を指定していただきます。約定した後に指定した建玉を変更することはできません。</p> <p>(1) 反対売買</p> <p>買建の場合は売返済（転売）、売建の場合は買返済（買戻）を行い差金決済していただきます。<u>預託率</u>に関係なく行うことが可能です。</p> <p>(第2号～第3号 省略)</p> <p>2. 制度信用取引における<u>返済</u>期日は、新規約定日より6ヶ月目の応当日（応当日がない場合はその月の月末日とし、休日の場合は前営業日に繰り上げるものとします。）となります。ただし、お客様は、当該決済期日の前営業日までに「反対売買」、「品受」又は「品渡」による決済を行うものとします。</p> <p>3. 前項の規定による<u>返済</u>期日の前営業日までに「反対売買」、「品受」又は「品渡」による決済が行われない場合、当社は、お客様に事前の連絡を行うことなく<u>返済</u>期日の任意の時間に、対象となる建玉を反対売買により決済します。また、決済期日において、市場で値が付かない等の理由により決済ができないときは、<u>返済</u>期日の翌営業日以降に反対売買等により決済します。なお、当該決済により発生した決済損等が、預かり金又は委託保証金の範囲内で充当できない場合は、第13条第2項で定める期日までに不足金をご入金いただくものとし、さらに当該不足金へのご入金がない場合は、お客様の代用有価証券を当社の任意で売却する</p> | <p>1. お客様は、買建を行った場合、<u>決済</u>期日の前営業日までに売返済（転売）又は品受をしていただきます。また、売建を行った場合、<u>決済</u>期日の前営業日までに買返済（買戻）又は品渡をしていただきます。なお、当社では、返済注文は全て建玉を指定していただきます。約定した後に指定した建玉を変更することはできません。</p> <p>(1) 反対売買</p> <p>買建の場合は売返済（転売）、売建の場合は買返済（買戻）を行い差金決済していただきます。<u>委託証拠金率</u>に関係なく行うことが可能です。</p> <p>(第2号～第3号 省略)</p> <p>2. 制度信用取引における<u>決済</u>期日は、新規約定日より6ヶ月目の応当日（応当日がない場合はその月の月末日とし、休日の場合は前営業日に繰り上げるものとします。）となります。ただし、お客様は、当該決済期日の前営業日までに「反対売買」、「品受」又は「品渡」による決済を行うものとします。</p> <p>3. 前項の規定による<u>決済</u>期日の前営業日までに「反対売買」、「品受」又は「品渡」による決済が行われない場合、当社は、お客様に事前の連絡を行うことなく<u>決済</u>期日の任意の時間に、対象となる建玉を反対売買により決済します。また、決済期日において、市場で値が付かない等の理由により決済ができないときは、<u>決済</u>期日の翌営業日以降に反対売買等により決済します。なお、当該決済により発生した決済損等が、預かり金又は委託保証金の範囲内で充当できない場合は、第13条第2項で定める期日までに不足金をご入金いただくものとし、さらに当該不足金へのご入金がない場合は、お客様の代用有価証券を当社の任意で売却するこ</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>ことにより充当するものとします。</p> <p>4. 以下に記載する措置に該当した場合は、当初の<u>返済</u>期日にかかわらず、<u>返済</u>期日が繰り上げとなる場合があります。</p> <p>(1) 上場廃止（合併・株式交換・株式移転などによるものを除きます） 上場廃止銘柄の最終売買日の前営業日を<u>決済期限</u>とします。また、代用有価証券が上場廃止基準に該当した場合、その該当した日の翌営業日から代用有価証券の対象から除外します。</p> <p>(2) 上場廃止（合併・株式交換・株式移転などによるもの） 合併・株式交換・株式移転による上場廃止銘柄の最終売買日の前営業日を<u>決済期限</u>とします。</p> <p>(3) 株式併合 株式併合銘柄の権利付最終売買日の前営業日を<u>決済期限</u>とします。</p> <p>(4) その他 当社独自の判断により、一定の催告期間を設定（ただし、緊急且つやむを得ない事由がある場合は、催告期間を置かないことができるものとします。）したうえで、<u>返済</u>期日を当社が定める日に繰り上げできるものとします。</p> <p>5. お客様が信用取引の建玉を保有したまま海外に居住していることが判明した場合には、<u>返済</u>期日を当社が定める期日に変更できるものとします。</p> <p>6. お客様の取引について口座名義人ご本人様以外の第三者が行っていることが判明した場合は、<u>返済</u>期日を当社が定める期日に変更できるものとします。</p> | <p>とにより充当するものとします。</p> <p>4. 以下に記載する措置に該当した場合は、当初の<u>決済</u>期日にかかわらず、<u>決済</u>期日が繰り上げとなる場合があります。</p> <p>(2) 上場廃止（合併・株式交換・株式移転などによるものを除きます） 上場廃止銘柄の最終売買日の前営業日を<u>決済期日</u>とします。また、代用有価証券が上場廃止基準に該当した場合、その該当した日の翌営業日から代用有価証券の対象から除外します。</p> <p>(3) 上場廃止（合併・株式交換・株式移転などによるもの） 合併・株式交換・株式移転による上場廃止銘柄の最終売買日の前営業日を<u>決済期日</u>とします。</p> <p>(4) 株式併合 株式併合銘柄の権利付最終売買日の前営業日を<u>決済期日</u>とします。</p> <p>(5) その他 当社独自の判断により、一定の催告期間を設定（ただし、緊急且つやむを得ない事由がある場合は、催告期間を置かないことができるものとします。）したうえで、<u>決済</u>期日を当社が定める日に繰り上げできるものとします。</p> <p>5. お客様が信用取引の建玉を保有したまま海外に居住していることが判明した場合には、<u>決済</u>期日を当社が定める期日に変更できるものとします。</p> <p>6. お客様の取引について口座名義人ご本人様以外の第三者が行っていることが判明した場合は、<u>決済</u>期日を当社が定める期日に変更できるものとします。</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>(第 16 条～第 23 条 省略)</p> <p>第 24 条 (信用取引配当金)</p> <p>1. 権利付最終売買日をまたいで建玉を保有している場合、信用取引配当金の授受が発生し、買建玉を保有しているお客様は信用配当金相当額を受け取り、売建玉を保有しているお客様は<u>信用</u>配当金相当額を支払うこととなります。なお、信用取引配当金の受払いに関しては、源泉徴収相当額が控除された後の金額によって行われます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 31 年 3 月 16 日 改訂</u></p> | <p>(第 16 条～第 23 条 省略)</p> <p>第 24 条 (信用取引配当金)</p> <p>1. 権利付最終売買日をまたいで建玉を保有している場合、信用取引配当金の授受が発生し、買建玉を保有しているお客様は信用配当金相当額を受け取り、売建玉を保有しているお客様は<u>信託</u>配当金相当額を支払うこととなります。なお、信用取引配当金の受払いに関しては、源泉徴収相当額が控除された後の金額によって行われます。</p> <p>(以下、省略)</p> |
|--|---|